

# 全体会計財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得価額が判明しているもの……………取得価額

イ 取得価額が不明なもの……………再調達価額

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30%以上である場合、強制評価減を行っています。

#### ② 出資金……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30%以上である場合、強制評価減を行っています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 原材料、商品等……………最終仕入原価法に基づく原価法

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、上記の限りではありません。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～5 年

工作物 6 年～75 年

物品 3年～17年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち上郡町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、上記の限りではありません。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

## 3 重要な後発事象

該当なし。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
組合負担等見込額	- 千円	- 千円	724,040 千円	724,040 千円
計	- 千円	- 千円	724,040 千円	724,040 千円

### (2) 係争中の訴訟等

該当なし。

## 6 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計名）	区分	連結の方法	比例連結割合
特別会計国民健康保険事業	地方公営事業会計	全部連結	—
特別会計後期高齢者医療事業	地方公営事業会計	全部連結	—
特別会計介護保険事業	地方公営事業会計	全部連結	—
水道・工業用水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業	地方公営企業会計	全部連結	—

連結方法は次のとおりです。

地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 104 段落のとおり、以下のものとする。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

事業用資産	0 円 ( 0 円)
土地	0 円 ( 0 円)
物品	0 円 ( 0 円)

令和 5 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、土地は固定資産税評価比準方式、物品は売却予定額による評価方法によります。上記の ( ) は貸借対照表における簿価を記載しています。